福岡市 児童福祉施設 監査基準

利 用 者 処 遇

-児童発達支援センター-

福岡市こども未来局

(凡 例)

根拠法令等については下記の通り省略する。

- ◎児童福祉法(昭和22年法律第164号) ……法
- ◎児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生労働省令第11号)……施行規則
- ◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)……平24厚令15
- ◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)・・・・・平24厚告122
- ◎厚生労働大臣が定める一単位の単価を定める件(平成24年3月14日厚生労働省告示第128号) · · · · · 平24厚 告128
- ◎厚生労働大臣が定める施設基準を定める件(平成24年3月30日厚生労働省告示第269号)……平24厚告26
- ◎厚生労働大臣が定める児童等を定める件(平成24年3月30日厚生労働省告示第270号) ……平24厚告270
- ◎厚生労働大臣が定める児童等を定める件(平成24年3月30日厚生労働省告示第271号) ……平24厚告271
- ◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和6年1月25日内閣府令第5号)・・・・・今6内令5附則

主眼事項	主成争項及O省成点等(相定元重先達文援) 着 眼 点	根拠法令
第1 基本方針	(1) 児童発達支援に係る指定通所支援(指定児童発達支援)の事業を行う者(指定児童発達支援事業者)は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。	法第21条の5の18 平24厚令15第3条 第2項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	平24厚令15第3条 第3項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令15第3条 第4項
	(4) 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又これに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)を行うものとなっているか。	平24厚令15第4条
第2 人員に関す る基準 1 従業者の員数	(1)~(8)は児童発達支援センター以外の規定のため省略。	法第21条の5の19 第1項
(児童発達支援センターの場合)	(9) 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下(14)まで同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。(ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。) 「嘱託医 1以上 一児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士 でいませい。通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。) 「児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上 三 栄養士又は管理栄養士 1以上 三 栄養士又は管理栄養士 1以上 四 調理員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第6条第1項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	(経過措置) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。) 附則第22条第2項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。) 第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、当分の間、二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」とする。	平24厚令15附則第 3条
	(10) (9) 各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	平24厚令15第6条第2項
	(11) (9) 及び(10) に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号) に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。	平24厚令15第6条 第3項
	(12) (10) の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。	平24厚令15第6条 第4項
	(経過措置) (10) 及び(12) の規定にかかわらず、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第5号。以下「令和6年改正府令」という。)第1条の規定による改正前の基準(以下「旧基準」という。)第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援	令6内令5附則第 4条

主眼事項	着眼点	根拠法令
	事業所をいう。以下同じ。)のうち令和6年改正府令附則第4条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、(9)各号に掲げる従業者((10)ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。)のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。(この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。) 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとに4以上(この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。) 二 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。)機能訓練を行うために必要な数 三 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)医療的ケアを行うために必要な数	
	(経過措置) 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、当分の間、一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。) それぞれ2以上」とする。	平24厚令15附則第 3条
	(経過措置) (10) 及び(12) の規定にかかわらず、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(旧基準第6条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)のうち令和6年改正府令附則第4条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、(9)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。(この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。) - 看護職員 1以上 - 機能訓練担当職員 1以上	令6内令5附則第 4条
	(13) (9)、(10)及び(12)((9)第一号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(9)第三号の栄養士又は管理栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)(この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをい	平24厚令15第6条 第6項、第7項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	う。)	
	(14) (11) に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所 の職務に従事する者となっているか。 (ただし、障害児の支援に 支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、 併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることがで きる。)	平24厚令15第6条 第8項
	(経過措置) (9) から(14) までの規定にかかわらず、令和6年4月1日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている児童発達支援事業所であって児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則第4条第1項の規定により新児童発達支援の指定を受けたものとみなされた事業所(以下「旧指定医療型児童発達支援事業所」という。)のうち、令和6年改正府令附則第2条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、次に掲げるとおりとする。 ① 次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。 一 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる数 二 児童指導員 一以上 三 保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) 一以上四 看護職員 一以上 五 理学療法士又は作業療法士 一以上 元 理学療法士又は作業療法士 一以上	令6内令5附則第 2条 令6内令5第1条 の規定による改正 前の平24厚令15第 56条
	② ①の各号に掲げる従業者のほか、旧指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。	
	③ ①の各号及び②に規定する従業者は、専ら当該旧指定医療型児 童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただ し、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事 する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従 事させることができる。	
	④ ③の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に 入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定 医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる ときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に 直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従 事させることができる。	
2 管理者	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。 (ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	平24厚令15第7条

主眼事項	着眼点	根拠法令
3 従たる事業所 を設置する場合 における特例	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。) における主たる事業所((2) において「主たる事業所」という。) と一体的に管理運営を行う事業所((2) において「従たる事業所」という。) を設置することができる。	平24厚令15第8条 第1項
	(2) 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。) のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平24厚令15第8条 第2項
第3 設備に関する基準		法第21条の5の19 第2項
	(1) ~ (3) は児童発達支援センター以外の規定のため省略。	
(児童発達支援センターの場合)	(4) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下(7)まで同じ。)は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。	平24厚令15第10条 第1項
	(経過措置) 令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和6年改正府令附則第5条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。(ただし、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。)	令6内令5附則第 5条
	(経過措置) 令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和6年改正府令附則第5条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、聴力検査室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。	令6内令5附則第 5条
	(5) 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、(4) に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する 診療所として必要な設備を設けなければならない。	平24厚令15第10条 第2項
	(6) (4) に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。 (ただし、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受け ていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又	平24厚令15第10条 第3項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	は旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和6年改正府令附則第5条によりなお従前の例によることができることとしたものにあっては、当分の間、この限りでない。) 一 発達支援室 イ 定員は、おおむね10人とすること。 ロ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。 二 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。	
	(7) (4) 及び(6) に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(6) に掲げる場合を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)	平24厚令15第10条 第4項
	(経過措置) (4) から(7) までの規定にかかわらず、令和6年4月1日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている旧指定医療型児童発達支援事業所のうち、令和6年改正府令附則第3条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、次に掲げるとおりとする。 ① 旧指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 ② 旧指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。	令6内令5附則第 3条 令6内令5第1条 の規定による改正 前の平24厚令15第 58条
	③ ①に規定する設備は、専ら当該旧医療型児童発達支援の事業の 用に供するものでなければならない。(ただし、障害児の支援に 支障がない場合は、①の第一号に掲げる設備を除き、併せて設置 する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)	
第4 運営に関す る基準 1 利用定員	指定児童発達支援事業所は、その利用定員が10人以上となっている か。	法第21条の5の19 第2項 平24厚令15第11条
2 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平24厚令15第12条 第1項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	(2) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係 る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令15第12条 第2項
3 契約支給量の 報告等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量((2)において「契約支給量」という。)その他の必要な事項((3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平24厚令15第13条 第1項
	(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平24厚令15第13条 第2項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平24厚令15第13条 第3項
	(4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平24厚令15第13条 第4項
4 提供拒否の禁 止	指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援 の提供を拒んでいないか。	平24厚令15第14条
5 連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町 村又は障害児相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者)が行う 連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第15条
6 サービス提供 困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第16条
7 受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平24厚令15第17条
8 障害児通所給 付費の支給の申 請に係る援助	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平24厚令15第18条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令15第18条 第2項

主眼事項	着眼点	根拠法令
9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令15第19条
10 指定障害児通 所支援事業者等 との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第20条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第20条 第2項
11 サービス提供 の記録	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、 当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指 定児童発達支援の提供の都度、記録しているか。	平24厚令15第21条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	平24厚令15第21条 第2項
12 指定児童発達 支援事業者が通 所給付決定保護 者に求めること のできる金銭の 支払の範囲等	(1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所 給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、 当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上 させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めるこ とが適当であるものに限られているか。	平24厚令15第22条 第1項
33. · · · +3 <u>—</u> · ·	(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途 及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由に ついて書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者 に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	平24厚令15第22条 第2項
13 通所利用者負担額の受領	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、 通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用 者負担額の支払を受けているか。	平24厚令15第23条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童 発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けているか。 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係 る指定通所支援費用基準額 二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達 支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養を いう。)を除く。)に係るものにつき健康保険の療養に要する 費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	平24厚令15第23条第2項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	(3) 指定児童発達支援事業者は、(1) 及び(2) の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号(第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。) に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。 一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	平24厚令15第23条 第 3 項
	(4) (3) 第一号に掲げる費用については、平成24年厚生労働省告 示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料 等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。	平24厚令15第23条 第4項 平24厚告231
	(5) 指定児童発達支援事業者は、(1) から(3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	平24厚令15第23条 第5項
	(6) 指定児童発達支援事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平24厚令15第23条 第6項
14 通所利用者負担額に係る管理	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(通所利用者負担額合計額)を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。	平24厚令15第24条
15 障害児通所給 付費の額に係る 通知等	(1)指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。	平24厚令15第25条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童 発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指 定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を 記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交 付しているか。	平24厚令15第25条 第2項
16 指定児童発達 支援の取扱方針	(1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害 児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うととも	平24厚令15第26条 第1項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	に、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならない よう配慮しているか。	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	平24厚令15第26条 第 2 項
	(3) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供 に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害 児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明 を行っているか。	平24厚令15第26条 第3項
	(4) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この16及び16の2において同じ。)の確保並びに(5)に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。	平24厚令15第26条 第4項
	(5) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の 質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令15第26条 第5項
	(6) 指定児童発達支援事業者は(5) の規定により、その提供する 指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に 掲げる事項について指定児童発達支援事業所の従業者による評 価を受けた上で、自ら評価(以下この16において「自己評価」と いう。)を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価(以下この16において 「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図っているか。 一 当該児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者 の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支 援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況	平24厚令15第26条第6項
	(7) 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。	平24厚令15第26条 第7項
	(8) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム((4)に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表している	平24厚令15第26条 の2

主眼事項	着眼点	根拠法令
16の2 障害児の 地域社会への参 加及び包摂の推 進	か。 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用する ことにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるように することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できる よう、障害児の地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)の推 進に努めているか。	平24厚令15第26条 の3
17 児童発達支援 計画の作成等	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者 に指定児童発達支援に係る通所支援計画(児童発達支援計画)の 作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令15第27条 第1項
	(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平24厚令15第27条 第2項
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所 給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合におい て、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護 者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24厚令15第27条 第3項
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16の(4)に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平24厚令15第27条 第4項
	(5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。	平24厚令15第27条 第5項
	(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平24厚令15第27条 第6項
	(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給	平24厚令15第27条 第7項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付 しているか。	
	(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童 発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセ スメントを含む。(モニタリング))を行うとともに、障害児に ついて解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児 童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支 援計画の変更を行っているか。	平24厚令15第27条 第8項
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所 給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情の ない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平24厚令15第27条 第9項
	(10) 児童発達支援計画の変更については、(2) から (7) までの 規定に準じて行っているか。	平24厚令15第27条 第10項
18 児童発達支援 管理責任者の責 務	(1)児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。一 19に規定する相談及び援助を行うこと。二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	平24厚令15第28条 第1項
	(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。	平24厚令15第28条 第2項
19 相談及び援助	指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令15第29条
20 支援	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	平24厚令15第30条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な 習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あ らゆる機会を通じて支援を行っているか。	平24厚令15第30条 第2項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。	平24厚令15第30条 第3項
	(4) 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。	平24厚令15第30条 第4項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	(5) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	平24厚令15第30条 第5項
21 食事	(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。(4)において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	平24厚令15第31条 第1項
	(2) 食事は、(1) の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	平24厚令15第31条 第2項
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平24厚令15第31条 第3項
	(4) 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	平24厚令15第31条 第4項
22 社会生活上の 便宜の供与等	(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適 宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平24厚令15第32条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	平24厚令15第32条 第2項
23 健康管理	(1) 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行っているか。	平24厚令15第33条 第1項
	(2) (1) の指定児童発達支援事業者は、(1) の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。	平24厚令15第33条 第2項
	児童相談所等における障害児の 通所開始前の健康診断 障害児が通学する学校における 健康診断 の通所開始時の健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康 診断	
	(3) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。	平24厚令15第33条 第 3 項
24 緊急時等の対 応	指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供 を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な	平24厚令15第34条

主眼事項	着眼点	根拠法令
	場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	
25 通所給付決定 保護者に関する 市町村への通知	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児 に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児 通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医 療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付 してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令15第35条
26 管理者の責務	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	平24厚令15第36条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令15第36条 第2項
27 運営規程	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額	平24厚令15第37条
28 勤務体制の確 保等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	平24厚令15第38条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、 当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支 援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼ さない業務については、この限りでない。)	平24厚令15第38条 第2項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、そ の研修の機会を確保しているか。	平24厚令15第38条 第3項
	(4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する	平24厚令15第38条 第4項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	ための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	
29 業務継続計画 の策定等	(1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15第38条 の2第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24厚令15第38条 の2第2項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを 行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平24厚令15第38条 の2第3項
30 定員の遵守	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平24厚令15第39条
31 非常災害対策	(1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	平24厚令15第40条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に 避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24厚令15第40条 第2項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、 地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平24厚令15第40条 第3項
32 安全計画の策 定等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、 指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の 設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、 取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常 生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指 定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計 画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い 必要な措置を講じているか。	平24厚令15第40条 の2第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について 周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施してい るか。	平24厚令15第40条 の2第2項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所 給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に 対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	平24厚令15第40条 の2第3項
	(4) 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、 必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24厚令15第40条 の2第4項

主眼事項	着眼点	根拠法令
33 自動車を運行する場合の所在の確認	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	平24厚令15第40条 の3第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車 (運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に 備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用 の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが 少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、 当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止す る装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認(障害児 の降車の際に限る。)を行っているか。	平24厚令15第40条 の3第2項
34 衛生管理等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15第41条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。	平24厚令15第41条第2項
35 協力医療機関	指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)は、障害児の 病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めている か。	平24厚令15第42条
36 掲示	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、35の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平24厚令15第43条 第1項、第2項

主眼事項	着眼点	根拠法令
37 身体拘束等の 禁止	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限 する行為(身体拘束等)を行っていないか。	平24厚令15第44条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合 には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平24厚令15第44条 第2項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。	平24厚令15第44条 第3項
38 虐待等の禁止	(1) 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平24厚令15第45条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚令15第45条第2項
39 秘密保持等	(1) 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平24厚令15第47条第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、 正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平24厚令15第47条 第2項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	平24厚令15第47条 第3項
40 情報の提供等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	平24厚令15第48条 第1項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令15第48条 第2項
41 利益供与等の 禁止	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平24厚令15第49条第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平24厚令15第49条 第2項
42 苦情解決	(1) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第50条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24厚令15第50条 第2項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。)又は市町村長(都道府県知事等)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令15第50条第3項
	(4) 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3) の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平24厚令15第50条 第4項
	(5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営 適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせん にできる限り協力しているか。	平24厚令15第50条 第5項
43 地域との連携 等	(1) 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民 又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との 交流に努めているか。	平24厚令15第51条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。) は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児	平24厚令15第51条 第2項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。	
44 事故発生時の 対応	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援 の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、 当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じて いるか。	平24厚令15第52条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際 して採った処置について、記録しているか。	平24厚令15第52条 第2項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援 の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速や かに行っているか。	平24厚令15第52条 第 3 項
45 会計の区分	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を 区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の 会計と区分しているか。	平24厚令15第53条
46 記録の整備	(1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平24厚令15第54条 第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。 一 11 (1) に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 二 児童発達支援計画 三 25の規定による市町村への通知に係る記録 四 37 (2) に規定する身体拘束等の記録 五 42 (2) に規定する事体の内容等の記録 六 44 (2) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平24厚令15第54条 第2項
47 電磁的記録等	(1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(3の(1)の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ	平24厚令15第83条第1項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	る情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができているか。	
	(2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができているか。	平24厚令15第83条 第2項
第5 共生型障害 児通所支援に 関する基準	児童発達支援センター以外の規定のため省略。	法第21条の5の17
第6 基準該当通 所支援に関す る基準	児童発達支援センター以外の規定のため省略。	法第21条の5の4 第1項第2号
第7 多機能型事 業所に関する 特例		法第21条の5の19
1 従業者の員数 に関する特例	(1)~(3)は児童発達支援センター以外の規定のため省略。	
	(4) 指定児童発達支援事業者が多機能型事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下(9)まで同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。(ただし、40人以下の障害児を通わせる多機能型事業所にあっては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する多機能型事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。) 「嘱託医 1以上 「児童指導員及び保育士 「児童指導員及び保育士の総数 指定通所支援の単位(指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 「児童指導員 1以上 「児童指導員 1以上 「保育士 1以上 「保育士 1以上 「保育士 1以上 「別理員 1以上 「別理員 1以上 「別理員 1以上	平24厚令15第80条 第1項 (第6条第1項適 用)
	(5) (4) 各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担 当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常 的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場 合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号 のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができ る。	平24厚令15第80条 第1項 (第6条第2項適 用)

主眼事項	着眼点	根拠法令
	一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	
	(6) (4) 及び(5) に掲げる従業員のほか、多機能型事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる数の従業員を置いているか。	平24厚令15第80条 第1項 (第6条第3項適 用)
	(7) (4) から(6) まで((4) 第一号を除く。) に規定する従業者は、専ら、当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定通所支援の単位ごとに専ら当該指定通所支援の提供に当たる者となっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(4) 第三号の栄養士又は管理栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	平24厚令15第80条 第1項 (第6条第7項適 用)
	(8) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第2の1の(5)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	平24厚令15第80条 第2項
2 設備に関する 特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう 配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用す ることができる。	平24厚令15第81条
3 利用定員に関する特例	(1) 多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。	平24厚令15第82条 第1項
	(2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第4の1の規定にかかわらず、指定児童発達支援の利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。	平24厚令15第82条 第2項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	(3) (1) 及び(2) の規定にかかわらず、主として重症心身障害 児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、 その利用定員を5人以上とすることができる。	平24厚令15第82条 第 3 項
	(4) (2) の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。	平24厚令15第82条 第4項
	(5)離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、(2)中「20人」とあるのは、「10人」とする。	平24厚令15第82条 第 5 項 平24厚告232
第8 変更の届出 等	(1)指定児童発達支援事業者は、当該指定に係る児童発達支援事業 所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に 変更があつたとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を 再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の20 第3項 施行規則第18条の 35第1項〜第3項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の20 第4項 施行規則第18条の 35第4項
第9 障害児通所 給付費の算定 及び取扱い		法第21条の5の3 第2項
1 基本事項	(1) 児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第 122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第1により算定する 単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が 定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算 定しているか。	平24厚告122第一 号 平24厚告128
	(2) (1) の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第三 号
2 児童発達支援 給付費 (児童発達支援センターで行う場合)	(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第一号に適合するものとして都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。)に届け出た指定児童発達支援の単位(平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準」(指定通所基準)第5条第5項及び第6条第6項に規定)において、指定児童発達	平24厚告122別表 第1の1の注1 平24厚告269第一 号

主眼事項	着眼点	根拠法令
	支援(指定通所基準第4条に規定)を行った場合に、時間区分、 障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単 位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する児童発 達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する 単位数を算定しているか。	
	(2)~(2の4)は児童発達支援センター以外の規定のため省略。	
(時間区分)	(2の5) (1) 及び(2) の規定する場合にあっては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表 第1の1の注2の 5
(指定児童発達支援等の提供時間)	(2の6) 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(指定児童発達支援等)を行う場合については、個々の障害児に対するサービス提供時間(送迎に係る時間は除くものとする。)は30分以上であるか。指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。	平24厚告122別表 第1の1の注2の 6
(減算が行われる 場合)	(3) 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第一号イ又は口の表の上欄に定める基準に該当する場合 同表下欄に定める割合 ② 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月上の場合 100分の50 ③ 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項(同第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85 ④ 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2(同第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合(令和7年4月1日以降) 100分の85	平24厚告122別表 第1の1の注3 平24厚告271第一 号イ、ロ
(開所時間減算)	(4) 営業時間(指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業 所又は基準該当児童発達支援事業所(指定児童発達支援事業所 等)の場合には運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児	平24厚告122別表 第1の1の注4 平24厚告271第一

主眼事項	着眼点	根拠法令
	童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。)が、平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」第一号への表の上欄に定める基準に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。	号ハ
(身体拘束廃止未実施減算)	(5) 指定児童発達支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。) イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。	平24厚告122別表 第1の1の注5
(虐待防止措置未実施減算)	(6)指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。) イ 当該指定児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ 当該指定児童発達支援事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚告122別表 第1の1の注5の 2
(業務継続計画未 策定減算)	(7) 指定通所基準第38条の2第1項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表 第1の1の注6
(情報公表未報告 減算)	(8) 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表 第1の1の注6の 2
(中核機能強化加 算)	(9) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める 児童等」第一号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指 定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)が、指 定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算とし て、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき 次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に 掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他	平24厚告122別表 第1の1の注7の 2 平24厚告270第一 号

主眼事項	着眼点	根拠法令
	の加算は算定しないか。 イ 中核機能強化加算(I) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号イに適合ロ 中核機能強化加算(II) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ロに適合ハ 中核機能強化加算(III) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ハに適合	
(児童指導員等加配加算)	(11) 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数 (12) の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者)若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の三に適合する者(児童指導員等)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合(①に掲げる場合を除く。) ② 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合(①から②までに掲げる場合を除く。) ④ 児童指導員等を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。) ⑤ その他の従業者を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。) ⑤ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援を行った場合(小に該当する場合(①に掲げる場合を除く。) ⑥ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合(①及び②に掲げる場合を除く。) ⑥ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合(①の及び②に掲げる場合を除く。)	平24厚告122別表第1の1の注8 平24厚告270第一号の三

主眼事項	着眼点	根拠法令
	具等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 ② 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合(①に掲げる場合を除く。) ③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合(①及び②に掲げる場合を除く。) ④ 児童指導員等を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。) ⑤ その他の従業者を配置する場合	
(専門的支援体制加算)	(12) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。)又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の四に適合する専門職員(理学療法士等)による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数((11)の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用者定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第9の2の(3)の②を算定している場合は加算していないか。イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ハに該当する場合を除く。)ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	平24厚告122別表 第1の1の注9 平24厚告270第一 号の四
(看護職員加配加 算)	(13) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第三号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算を算定していないか。イ 看護職員加配加算(I) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合 ロ 看護職員加配加算(II) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合	平24厚告122別表 第1の1の注10 平24厚告269第三 号
(共生型サービス 体制強化加算)	(14) 共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1	平24厚告122別表 第1の1の注11

主眼事項	着眼点	根拠法令
	日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位 181単位 19電発達支援管理責任者を配置した場合 103単位 104年11111111111111111111111111111111111	
3 家族支援加算	(1)指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士又は管理栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。イ家族支援加算(I) (1)障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合(一)所要時間1時間以上の場合(一)所要時間1時間以上の場合(一)所要時間1時間未満の場合(2)指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合(3)テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合(1)対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合(2)テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	平24厚告122別表 第1の2の注1
	(2) 指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、放課後等デイサービスの家族支援加算(I)、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(I)及び保育所等訪問支援の家族支援加算(I)を算定した回数と(1)のイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは(1)のイを、放課後等デイサービスの家族支援加算(II)、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(II)及び保育所等訪問支援の家族支援加算(II)を算定した回数と(1)の口を算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは(1)の口を算定していないか。	平24厚告122別表 第1の2の注2
3の2 子育てサ ポート加算	指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護 者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に	平24厚告122別表 第1の2の2の注

主眼事項	着眼点	根拠法令
	対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	
4 食事提供加算	児童発達支援センターにおいて、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ又は第6号に掲げる通所給付決定保護者(低所得者等又は中間所得者)の通所給付決定に係る障害児に対し、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五に適合する食事提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 イ 食事提供加算(I) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五イに適合 ロ 食事提供加算(II) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五口に適合	平24厚告122別表 第1の3の注 平24厚告270第一 号の五
5 利用者負担上 限額管理加算	指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給 付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行っ た場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の4の注
6 福祉専門職員配置等加算	(1)福祉専門職員配置等加算(I)については、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省令第15号第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(共生型児童発達支援支援事業所従業者)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の5の注1
	(2)福祉専門職員配置等加算(II)については、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合に算定していないか。	平24厚告122別表 第1の5の注2
	(3)福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所	平24厚告122別表 第1の5の注3

主眼事項	着眼点	根拠法令
	定単位数を加算しているか。ただし、この場合において(1)の福祉専門職員配置等加算(I)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合に算定していないか。 ① 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(児童指導員等)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。	
7 栄養士配置加 算	(1) 栄養士配置加算(I)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	平24厚告122別表 第1の6の注1
	 (2)栄養士配置加算(Ⅱ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。 ① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。 	平24厚告122別表 第1の6の注2
8 欠席時対応加算	指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表 第1の7の注
9 専門的支援実施加算	理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の六に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(3)の②を算定している場合又は2の(14)のイ若しく	平24厚告122別表 第1の8の注 平24厚告270第一 号の六

主眼事項	着眼点	根拠法令
	は口を算定していない場合は加算していないか。	
9の2 強度行動 障害児支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の七に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の八に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表 第1の8の2の注 平24厚告270第一 号の七・第一号の 八
9の3 集中的支 援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の九に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の8の3の注 平24厚告270第一 号の九
9の4 人工内耳 装用児加算 (人工内耳装用児 加算(I))	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の8の4の注 1 平24厚告269第四 号 平24厚告270第一 号の十
(人工內耳装用児 加算(Ⅱ))	言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十一に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の8の4の注 2 平24厚告270第一 号の十一
9の5 視覚・聴覚 ・言語機能障害児 支援加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児(視覚障害児等)との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の8の5の注
10 個別サポート 加算 (個別サポート加 算 (I))	(1) 指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に 重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重 度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援事業所等におい て、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数 を加算しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する 内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童	平24厚告122別表 第1の9の注1

主眼事項	着眼点	根拠法令
(個別サポート加 算 (Ⅱ))	発達支援を行う場合は加算していないか。 (2)要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の9の注2
10の2 入浴支援 加算	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	平24厚告122別表 第1の9の2の注 平24厚告269第四 号の二 平24厚告270第一 号の十二
11 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(I)については、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、口若しくは(三)、1のイの(2)の(一)のa、b若しくはに、1のロの(1)の(一)のa、b若しくは。、1のロの(2)の(一)のa、b若しくは。、1のロの(2)の(一)のa、b若しくは。、1のロの(3)の(一)のa、b若しくは。、1のロの(3)の(一)のa、b若しくは、1のロの(3)の(一)のa、b若しくいないか。	平24厚告122別表 第1の10の注1
	(2) 医療連携体制加算(II)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が1時間以上2時間未満の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二若しくは(三)、1のイの(3)の(一)のa、b若しくはに、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc。又は1のいとは、算定していないか。	平24厚告122別表第1の10の注2
	(3) 医療連携体制加算(III)については、医療機関等との連携により、 看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員 が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を 受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度とし て、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚 生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、口若しくは(三)、	平24厚告122別表 第1の10の注3

主眼事項	着眼点	根拠法令
	1のイの(2)の(一)、口若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、口若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc又は1のハを算定している場合に障害児については、算定していないか。	
	(4) 医療連携体制加算(IV)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二若しくは(三)、1のイの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(一)、(二若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはcを算定することを原則としているか。	平24厚告122別表第1の10の注4
	(5) 医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二若しくは(三)、1のイの(2)の(一)のa、b若しくはに、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはに、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはに、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはに、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはに、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはに、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはに、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはに、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはに表していないか。この場合において、医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10の1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(三)を算定することを原則としているか。	平24厚告122別表第1の10の注5

主眼事項	着眼点	根拠法令
	(6) 医療連携体制加算(VI)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。)に喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等を言う。以下同じ。)に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の一、口若しくは(三、1のイの(2)の一、口若しくは(三、1のイの(3)の一、口若しくは(三、1のロの(1)の一のa、b若しくはc、1のロの(2)の一のa、b若しくはc、1のロの(2)の一のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の一のa、b若しくはc、1のロの(3)の一のa、b若しくはc、1のロの(3)の一のa、b若しくはc、1の口の(3)の一のa、b若しくはc、1の口の(3)の一つのa、b若しくはc、1の口の(3)の一つのa、b若しくはc、1の口の(3)の一つのa、b若しくはc、1の口の(3)の一つのa、b若しくはc、1の口の(3)の一つのa、b若しくはc、1の口の(3)の一つのa、b若しくはc、1の口の(3)の一つのa、b若しくはc、1の口の(3)の一つのa、b若しくはc、1の口の(3)の一つのa、b若しくはc、1の口の(3)の一つのa、b若しくはc又は1のいた算定している場合に算定していないか。	平24厚告122別表 第1の10の注6
	(7) 医療連携体制加算(VII) については、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからホまでのいずれか若しくは1のイの(1)の(一)、(二若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくは c、1の口の(1)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(1)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(2)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(2)の(二)のa、b若しくは c、1の口の(3)の(二)のa、b若しくは cを算定している障害児であるとき又は1の注10のイ若しくは口を算定しているときは、算定していないか。	平24厚告122別表 第1の10の注7
12 送迎加算	(1)障害児(平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児を除く。)に対して行う場合については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の11の注1
	(1の2) (1) を算定している指定児童発達支援事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。ただし、(1の3)に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。	平24厚告122別表 第1の11の注1の 2 平24厚告269第四 号の三
	(1の3) (1)を算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児(スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児)の場合に	平24厚告122別表 第1の11の注1の 3 平24厚告269第四 号の四

主眼事項	着眼点	根拠法令
	は、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。 (2) 重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児(平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児に限る。)に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の五に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の11の注2 平24厚告269第四 号の五
	(3) 中重度医療的ケア児である障害児(平成24年厚生労働省告示第 122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児に限る。)に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の六に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の11の注3 平24厚告269第四 号の六
	(4) (1) から (3) までに規定する送迎加算の算定については、 指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は 隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位 数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告122別表 第1の11の注4
13 延長支援加算	(1) 次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援(当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。)(延長支援)を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。)に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合(ロに規定する場合を除く。)(1)障害児の場合(2)に規定する場合を除く。)(2)重症心身障害児又は医療的ケア児の場合ロ法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設(指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。)において障害児(重症心身障害児を除く。)に対し延長支援を行う場合(1)障害児の場合((2)に規定する場合及び重症心身障害児を除く。)(2)医療的ケア児の場合(重症心身障害児を除く。)	平24厚告122別表 第1の12の注1 平24厚告269第四 号の七
	(2) (1) のイ又はロを算定する指定児童発達支援事業所において、 延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間	

主眼事項	着眼点	根拠法令
	が30分以上1時間未満となった場合には、(1)のイの(1)又はロの(1)を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、(1)のイの(2)又はロの(2)を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。	
	(3) 次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第五号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。イ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設(指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援を分う場合。)において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合 ロ 共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合	平24厚告122別表 第1の12の注3 平24厚告269第五 号
13の2 関係機関 連携加算 (関係機関連携加 算 (I))	(1) 関係機関連携加算(I) については、指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設(保育所等施設)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、第9の2の(14)のイ又は口を算定していない場合に、算定していないか。	平24厚告122別表 第1の12の2の注 1
(関係機関連携加 算(II))	(2) 関係機関連携加算(II) については、指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の12の2の注 2
(関係機関連携加 算(Ⅲ))	(3) 関係機関連携加算(Ⅲ) については、指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(児童相談所等関係機関)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加	平24厚告122別表 第1の12の2の注 3

主眼事項	着眼点	根拠法令
	算しているか。 (3の2)関係機関連携加算(Ⅲ)については、指定児童発達支援事	平24厚告122別表
	(302) 関係機関連係加昇(加)については、相定化量光度文後事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に平成24年厚生労働省告示第122号別表「障害児通所給付費等単位数表」第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定していないか。	第1の12の2の注 4
(関係機関連携加 算(IV))	(4) 関係機関連携加算(IV) については、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(小学校等)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の12の2の注 5
13の3 事業所間 連携加算	指定児童発達支援事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の12の3の注 平24厚告270第一 号の十三
	イ 事業所間連携加算(I) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三イに適合ロ 事業所間連携加算(Ⅱ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三ロに適合	
13の4 保育・教育 等移行支援加算	(1) 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設(他の社会福祉施設等を除く。)(移行先施設)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言(保育・教育等移行支援)を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の12の4の注 1
	(2) 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の12の4の注2
	(3) 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の12の4の注3
14 福祉·介護職員 等処遇改善加算 (令和6年6月1 日以降)	(1) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める 児童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実 施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支 援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届	平24厚告122別表 第1の13の注1 平24厚告270第二 号

主眼事項	着眼点	根拠法令
	け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。(2)において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数	
	(2) 令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所((1)の加算を算定しているものを除く。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数 ● 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数 ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数	平24厚告122別表 第1の13の注2 平24厚告270第二 号
	まり算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 ⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 ⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 ⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 ⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 ⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から13の5までに	

主眼事項	着眼点	根拠法令
	より算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数	
第10 主として難 聴児経過的児童 発達支援給付費 の算定及び取扱 い		
1 基本事項	(1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表 2 「経過的障害児通所給付費等単位数表」第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122第二 号イ 平24厚告128
	(2) (1) の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第三号
2 主として難聴 児経過的児童発 達支援給付費	(1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告122別表 2第1の1の注1 平24厚告269第十 二号
(時間区分)	(2) 第9の2の(2の5) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注2の5
(指定児童発達支 援等の提供時間)	(3) 第9の2の(2の6) を準用する。	平24厚告122別表第1の1の注2の6
(減算が行われる 場合)	(4) 第9の2の(3) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注3 平24厚告271第一 号イ、ロ
(開所時間減算)	(5) 第9の2の(4) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注4 平24厚告271第一 号ハ
(身体拘束廃止未 実施減算)	(6) 第9の2の(5) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注5
(虐待防止措置未 実施減算)	(7) 第9の2の(6) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注5の2

主眼事項	着眼点	根拠法令
(業務継続計画未 策定減算)	(8) 第9の2の(7) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注6
(情報公表未報告 減算)	(9) 第9の2の(8) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注6の2
(人工內耳装用児 加算)	(10) 第9の9の4(人工内耳装用児加算(I))を準用する。 なお、本加算の算定に必要な言語聴覚士の配置は加配ではない 点に留意すること。	平24厚告122別表 第1の8の4の注1 平24厚告269第四 号 平24厚告270第一 号の十
(児童指導員等加配加算)	(11) 第9の2の (11) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注8 平24厚告270第一 号の三
(専門的支援体制 加算)	(12) 第9の2の (12) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注9 平24厚告270第一 号の四
3 家庭支援加算	第9の3を準用する。	平24厚告122別表 第1の8の3の注 平24厚告270第一 号の九
4 子育てサポー ト加算	第9の3の2を準用する。	平24厚告122別表第1の2の2の注
5 食事提供加算	第9の4を準用する。	平24厚告122別表 第1の8の4の注1 平24厚告269第四 号 平24厚告270第一 号の十
6 利用者負担上 限額管理加算	第9の5を準用する。	平24厚告122別表 第1の8の5の注
7 福祉専門職員配置等加算	第9の6を準用する。	平24厚告122別表 第1の5の注1
8 栄養士配置加 算	第9の7を準用する。	平24厚告122別表 第1の6の注1、注2
9 欠席時対応加算	第9の8を準用する。	平24厚告122別表 第1の七の注
10 専門的支援実 施加算	第9の9を準用する。	平24厚告122別表 第1 <i>の</i> 8

主眼事項	着眼点	根拠法令
		平24厚告270第一 号の六
11 強度行動障害 児支援加算	第9の9の2を準用する。	平24厚告122別表 第1の8の2の注 平24厚告270第一 号の七・第一号の 八
12 集中的支援加 算	第9の9の3を準用する。	平24厚告122別表 第1の8の3の注 平24厚告270第一 号の九
13 個別サポート 加算(Ⅱ)	第9の10の(2)を準用する。	平24厚告122別表 第1の9の注2
14 入浴支援加算	第9の10の2を準用する。	平24厚告122別表 第1の9の2の注 平24厚告269第四 号の二
15 送迎加算	第9の12の(2)から(4)までを準用する。	平24厚告122別表 第1の11の注2 平24厚告269第四 号の五 平24厚告122別表 第1の11の注3 平24厚告269第四 号の六 平24厚告122別表 第1の11の注4
16 延長支援加算	第9の13の(1)及び(2)を準用する。	平24厚告122別表 第1の12の注1 平24厚告269第四 号の七
17 関係機関連携 加算	第9の13の2を準用する。	平24厚告122別表 第1の12の2の注1
18 事業所間連携加算	第9の13の3を準用する。	平24厚告122別表 第1の12の3の注 平24厚告270第一 号の十三
19 保育·教育等移 行支援加算	第9の13の4を準用する。	平24厚告122別表 第1の12の4の注
20 福祉·介護職員 等処遇改善加算	第9の14を準用する。	平24厚告122別表 第1の13の注1

主眼事項	着眼点	根拠法令
(令和6年6月1 日以降)		平24厚告270第二 号
第11 主として重 症心身障害児経 過的児童発達支 援給付費の算定 及び取扱い		
1 基本事項	(1)旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表 2 「経過的障害児通所給付費等単位数表」第2により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122第二 号口 平24厚告128
	(2) (1) の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第三号
2 主として重症 心身障害児経過 的児童発達支援 給付費	(1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告122別表 2第2の1の注1 平24厚告269第十 二号の七
(指定児童発達支 援等の提供時間)	(2) 第9の2の (2の6) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注2の6
(減算が行われる 場合)	(3) 第9の2の(3) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注3 平24厚告271第一 号イ、ロ
(開所時間減算)	(4) 第9の2の(4) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注4 平24厚告271第一 号ハ
(身体拘束廃止未 実施減算)	(5) 第9の2の(5) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注5
(虐待防止措置未 実施減算)	(6) 第9の2の(6) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注5の2
(業務継続計画未 策定減算)	(7) 第9の2の(7) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注6
(情報公表未報告 減算)	(8) 第9の2の(8) を準用する。	平24厚告122別表第1の1の注6の2

主眼事項	着眼点	根拠法令
(児童指導員等加配加算)	(9) 第9の2の (11) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注8 平24厚告270第一 号の三
(専門的支援体制 加算)	(10) 第9の2の (12) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注9 平24厚告269第一 号の四
(看護職員加配加 算)	(12) 第9の2の (13) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注10 平24厚告269第三 号
3 家庭支援加算	第9の3を準用する。	平24厚告122別表 第1の2の注
4 子育てサポー ト加算	第9の3の2を準用する。	平24厚告122別表第1の2の2の注
5 食事提供加算	第9の4を準用する。	平24厚告122別表 第1の3の注 平24厚告269第一 号の五
6 利用者負担上 限額管理加算	第9の5を準用する。	平24厚告122別表 第1の4の注
7 福祉専門職員 配置等加算	第9の6を準用する。	平24厚告122別表 第1の5の注1、注2
8 栄養士配置加 算	第9の7を準用する。	平24厚告122別表 第1の6の注1、注2
9 欠席時対応加 算	第9の8を準用する。	平24厚告122別表 第1の7の注
10 専門的支援実 施加算	第9の9を準用する。	平24厚告122別表 第1の8の注 平24厚告269第一 号の六
11 集中的支援加 算	第9の9の3を準用する。	平24厚告122別表 第1の8の3の注 平24厚告269第一 号の九
12 個別サポート 加算 (Ⅱ)	第9の10の(2)を準用する。	平24厚告122別表第1の9の2の注2

主眼事項	着眼点	根拠法令
13 入浴支援加算	第9の10の2を準用する。	平24厚告122別表 第1の9の2の注2 平24厚告269第四 号の二 平24厚告270第一 号の十二
14 医療連携体制 加算 (VII)	第9の11の(7)を準用する。	平24厚告122別表 第1の10の注7
15 送迎加算	第9の12の(2)から(4)までを準用する。	平24厚告122別表 第1の11の注2 平24厚告269第四 号の四
16 延長支援加算	第9の13の(3)を準用する。	平24厚告122別表 第1の12の2の注3
17 関係機関連携加算	第9の13の2を準用する。	平24厚告122別表第1の12の2の注1
18 事業所間連携加算	第9の13の3を準用する。	平24厚告122別表 第1の12の3の注 平24厚告270第一 号の十三
19 保育·教育等移 行支援加算	第9の13の4を準用する。	平24厚告122別表第1の12の4の注
20 福祉·介護職員 等処遇改善加算 (令和6年6月1 日以降)	第9の14を準用する。	平24厚告122別表 第1の13の注1 平24厚告270第二 号
第12 医療型経過 的児童発達支援 給付費の算定及 び取扱い 1 基本事項	(1) 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関 (一部改正法附則第4条第2項の規定により一部改正法第2条の規 定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けた ものとみなされているものをいう。)において肢体不自由(法第 6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童(以 下「肢体不自由児」という。)又は重症心身障害児に対し行う指 定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第 122号の別表 2 「経過的障害児通所給付費等単位数表」第3によ り算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122第二号ハ

主眼事項	着眼点	根拠法令
	(2) (1) の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第三 号
2 医療型経過的 児童発達支援給 付費	(1) 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じてそれぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告122別表 2第3の1の注1
(指定児童発達支援等の提供時間)	(2) 第9の2の (2の6) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注二の6
(減算が行われる 場合)	(3) 第9の2の(3) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注3 平24厚告271第一 号イ、ロ
(開所時間減算)	(4) 第9の2の(4) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注4 平24厚告271第一 号ハ
(身体拘束廃止未 実施減算)	(5) 第9の2の(5) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注5の2
(虐待防止措置未 実施減算)	(6) 第9の2の(6) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注5の2
(業務継続計画未 策定減算)	(7) 第9の2の(7) を準用する。	平24厚告122別表 第1の1の注6
(情報公表未報告 減算)	(8) 第9の2の(8) を準用する。	平24厚告122別表第1の1の注6の2
3 家庭支援加算	第9の3を準用する。	平24厚告122別表 第1の2の注
4 子育てサポー ト加算	第9の3の2を準用する。	平24厚告122別表 第1の2の2の注
5 食事提供加算	第9の4を準用する。	平24厚告122別表 第1の3の注 平24厚告270第一 号の五
6 利用者負担上 限額管理加算	第9の5を準用する。	平24厚告122別表 第1の4の注
7 福祉専門職員配置等加算	第9の6を準用する。	平24厚告122別表 第1の5の注1

主眼事項	着眼点	根拠法令
8 栄養士配置加 算	第9の7を準用する。	平24厚告122別表 第1の6の注1
9 欠席時対応加 算	第9の8を準用する。	平24厚告122別表 第1の7の注
10 専門的支援実施加算	第9の9を準用する。	平24厚告122別表 第1の8の注 平24厚告270第一 号の六
11 集中的支援加 算	第9の9の3を準用する。	平24厚告122別表 第1の8の3の注 平24厚告270第一 号の九
12 個別サポート 加算	第9の10を準用する。	平24厚告122別表 第1の9の2の注 平24厚告269第四 号の二 平24厚告270第一 号の十二
13 入浴支援加算	第9の10の2を準用する。	平24厚告122別表 第1の9の2の注 平24厚告269第四 号の二 平24厚告270第一 号の十二
14 送迎加算	第9の12の(2)から(4)までを準用する。	平24厚告122別表 第1の11
15 保育職員加配 加算	(1) 保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費 の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士 を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員 21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童 発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算している か。	平24厚告122別表 2第3の13の注1
	(2) 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の 員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものと して都道府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童 発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、22 単位を加算しているか。	平24厚告122別表 2第3の13の注2
16 延長支援加算	第9の13の(3)を準用する。	平24厚告122別表 第1の12のロの(3)
17 関係機関連携加算	第9の13の2を準用する。	平24厚告122別表 第1の12の2の注1、

主眼事項	着眼点	根拠法令
18 事業所間連携加算	第9の13の3を準用する。	注2、注3、注4 平24厚告122別表 第1の12の3の注 平24厚告270第一 号の十三
19 保育·教育等移 行支援加算	第9の13の4を準用する。	平24厚告122別表 第1の12の4の注 平24厚告122別表 第1の12の4の注2
20 福祉·介護職員 等処遇改善加算 (令和6年6月1 日以降)	第9の14を準用する。	平24厚告122別表 第1の13の注1 平24厚告270第二 号